

平成22年度 ふれあい意見箱意見及び要望などの検討結果

意見要望等内容	検討結果	施策・事業への反映予定	所管課
税金の延滞金が高すぎます。	<p>税金は納期限後を過ぎてから納付しますと、その遅延した税額及び期限に応じて延滞金が加算されます。これは、納期限までに納めた人との公平を保つために、本税に加算して徴収するもので、地方税法第326条第1項により定められており、笠松町だけでなく、他の市町村も同じ方法でおこなっていますのでご理解ください。</p> <p>計算方法は、未納の税額(千円未満切り捨て)に、延滞日数と年14.6パーセント(1ヶ月以内は、年7.3パーセント)の割合を乗じて求めます。ただし、延滞金(年7.3パーセントの割合の部分に限る)の割合について、当分の間、各年の前年の11月末日の基準割引率に年4パーセントを加算した割合が年7.3パーセントに満たない場合は、その年内においては、その基準割引率に年4パーセントを加算した割合としています。なお、平成22年度については、4.3パーセントです。</p>	—	税務課
<p>役場も民間企業と同じように、人員整理をするべきではないか。また、昼休みには自席に待機しなくてもよいのではないか。</p>	<p>町職員数につきましては、定員適正化計画にもとづき、適正な職員数の確保、配置を行っております。この定員適正化計画は、全国の全市町村の類似団体との比較を行った結果により、類似団体より9人少ない目標数値を設定しております。</p> <p>また、昼休みにおける職員の自席待機につきましては、この時間も役場は開庁しており、接客、電話の対応に当たっておりますので、ご理解ください。</p>	—	総務課
暖房かけすぎです。	<p>現在、暖房機使用における設定温度については、来庁された方が不快にならないように温度調整等を行い運用しておりますが、これまで以上に適正温度での暖房機使用に努めます。</p> <p>なお、庁舎の冷暖房機は旧式なものであり、細かな温度調整が困難な状態ですので、ご理解、ご協力をお願いします。</p>	—	総務課

意見要望等内容	検討結果	施策・事業への反映予定	所管課
<p>花のたねについて、フウセンカズラの配付を、ここから貧しい国に広めていけば、現地の人々も明るく元気になり、私たちもうれしくなりお互いにメリットがあるのではないのでしょうか。</p>	<p>フウセンカズラの種は、人・もの・情報の交流の場「まちの駅」が笠松町に誕生してからこの11月に1周年を迎えたことを記念して、町内のまちの駅43カ所で配付をしています。まちの駅での出会いを広げていきたいとの思いから「まちの駅」の駅長さんから発案されたもので、この種は、町内の皆さんから提供いただいたものです。 「種」を多くの方に持ち帰っていただき、そこから新たな「芽」が生まれ、新しい「種」ができる。そして、その輪がもっと広がることを願って配付しましたので、今回の取り組みが世界中に広がる第1歩と考え、「まちの駅」らしさを出した活動を続けていきます。</p>	<p>—</p>	<p>企画課</p>
<p>役場の中の電灯が明るすぎる。節約してほしい。</p>	<p>執務室等における照明については、労働衛生法に基づく照度を確保させていただいています。 なお、昼休みは窓口等、必要最小限の場所を除き、消灯するなど経費節減に努めているところであります。 今後も無駄のない電灯の使用を職員に周知し、さらに経費節減、省エネに努めてまいります。</p>	<p>—</p>	<p>総務課</p>
<p>役場庁舎内は広告塔ですか。 1階フロアの板壁、大柱、カウンターの板面の立ち位置等、至る所に大きなポスターやチラシなど所狭しと貼られ、本来のロビーとしての機能はなく、さらに落ち着いた空間も感じられない。</p>	<p>すみやかに「ポスター掲示板」に掲示してあるポスターを精査しました。 今後は、ポスター掲示板以外への掲示は原則禁止するとともに、ポスター掲示期間は2週間を限度とし、秩序ある掲示に努めるよう全職員へ周知します。</p>	<p>—</p>	<p>総務課</p>
<p>図書室のパソコン利用時間を延ばしてほしい。</p>	<p>中央公民館図書室内の利用者用パソコンのご利用は、図書室開室時間内とさせていただいております。 図書室の開室日は毎月の図書整理日、町行事、年末年始を除き毎日開室しておりますので、時間内でのご利用をお願いします。 図書室開室時間は、午前9時から午後4時30分までです。みなさんのご理解とご協力をお願いします。</p>	<p>現行の利用時間を維持します。</p>	<p>教育文化課</p>
<p>笠松みなと公園にあるすべり台ですが、静電気がすぐおきるので子どもがこわがります。 対策をお願いします。</p>	<p>遊具メーカーにより、当初絶縁ゴムによる遊具改造を検討していましたが、遊具自体の改造に対する安全面などへの影響から検討に時間を要するため、他の対策も検討していたところ、屋外でも使用でき、簡易に設置できる「静電気除去シート」が販売されていることから、このシートを用いた対策を進めていきたい旨の説明がありました。 建設課としても、現時点での対応として「静電気除去シート」の設置が最適と考え、設置個所などを遊具メーカーと協議し早急に設置をします。 あわせて、メーカーサイドへは引き続き静電気対策を依頼しています。</p>	<p>静電気除去シートを設置します。 設置後の効果については警備員などにも説明し、随時確認を行っていく予定です。 みなさんのご理解とご協力をお願いします。</p>	<p>建設課</p>

意見要望等内容	検討結果	施策・事業への反映予定	所管課
<p>橋が無く、渡し船で不便な思いをしたが、念願の橋完成を聞かされた頃が忘れられません。ぜひとも木橋の復元をお待ちしています。</p>	<p>木曾川を木橋に復元するには、現在では治水上および構造上の問題から河川法の許可がおりず、極めて困難であります。</p>	<p>木橋の復元の予定はありません。</p>	<p>建設課</p>
<p>交通の妨げになる庭木の枝葉が道路に張り出していることについて、道路の安全確保の周知をしてほしい。 周知方法については防災行政無線放送だけでなく、広報紙で回覧してほしい。</p>	<p>広報11月号の掲載で住民に周知する予定です。来年以降は、雑草が繁茂する時期に広報で周知します。</p>	<p>燃えるごみの減量を目的に枝葉の粉碎チップ化事業、たい肥化処理委託などが考えられるが、現段階では効果などが未知であり、事業化には調査が必要です。</p>	<p>環境経済課</p>
	<p>毎年8月の「道路ふれあい月間」にあわせて、広報紙、防災行政無線放送、町ホームページで周知していますが、日常生活において認識してもらえるよう広報紙などで再度周知します。</p>	<p>引き続き広報紙、防災行政無線放送、町ホームページで道路の重要性、正しい利用について周知していきます。</p>	<p>建設課</p>
<p>公民館の図書室は、夏休みぐらいは午後5時まで利用することはできませんか。</p>	<p>現在の図書室の利用時間は、午前9時から午後4時30分までとなっておりますが、夏休み期間中の午後5時までの時間延長につきましては、より多くの皆さんに利用しやすい図書室とするため、時間延長の方向で検討させていただきます。</p>	<p>実施に向けて検討します。</p>	<p>教育文化課</p>
<p>町の活性化のために、笠松川まつりで盆踊りを実施してはどうか。</p>	<p>以前、観光協会が川まつりを主催していた頃には、盆踊りを実施していましたが、イベント実行委員会にて川まつりを開催するようになってからは実施していません。廃止の経緯としては、参加者が減少し、費用対効果の面から廃止したものです。 現在の川まつりの開催状況から考えると、盆踊りのためのやぐらの設置は、場所および費用の面から困難であり、廃止の経緯を含め検討した結果、盆踊りを実施する予定はありません。</p>	<p>実施予定はありません。</p>	<p>環境経済課</p>

意見要望等内容	検討結果	施策・事業への反映予定	所管課
<p>「わくわく広場」の申し込み受付が中央公民館だけでは、松枝・下羽栗校区の子にとって不公平ではないか。</p> <p>チラシを学校で配布しているが、申し込みも学校でできないか。先着順ではなく、抽選にできないか。</p>	<p>「わくわく広場」は、学校の教育活動ではないので、学校での受け付けはできません。</p> <p>申し込み受付については、これまでの10年間いろいろな方法を検討してきて、現在の方法が最善だと考えています。</p> <p>抽選方式では、兄弟姉妹や友だちと一緒に受講することができなくなることが考えられます。また、開催日ごと、講座ごとに、一つ一つの抽選は大変困難です。</p> <p>会場に申し込みに来ていただければ、希望の講座がない場合でも、その場で他の講座を選択することができます。遠方から早く並ぶのが大変と思われる方のために、定員の2割分の電話受付枠を設定していますので、直接来館出来ない方は、電話での申し込みをお願いしています。</p> <p>多少電話がかかりにくくなっていますが、諦めずにおかけください。</p>	<p>わくわく広場実行委員会にお伝えし、よい方法があれば検討していきます。</p>	<p>教育文化課</p>
<p>国も農家の補助金を出したので、笠松町も補助金を出すべきだと思う。</p>	<p>現在笠松町では、地域農業関係組織の活動支援などによる農業施策を進めておりますが、現状の農業経営環境は、依然厳しさを増す状況にあると思います。</p> <p>国の農家戸別所得補償などの対策は承知しておりますが、地域によって農業の特性が異なりその地域にあった支援をするのが地域に密着した市町村であると考えています。</p>	<p>安定的な農業経営の確立と農業振興を図るために、求められる農業施策を農業経営者の皆さんの意見を聞きながら検討していきたいと考えます。</p>	<p>環境経済課</p>
<p>用水路を作るにも、お金を出すべきだと思います。</p>	<p>笠松町内の用排水路などの維持管理などは、羽島用水土地改良区が土地改良法に基づき実施しており用排水施設の改良などは当該土地改良区(羽島用水)が実施しております。</p> <p>町としては、市町村負担金として事業費の応分の負担をしております。</p>	<p>現状施策を維持していきます。</p>	<p>環境経済課</p>